

付議事件及び審議結果

11月30日上程

専決第21号	和解及び損害賠償額の決定について	11月30日	承認
専決第22号	令和2年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について	11月30日	承認
専決第23号	和解及び損害賠償額の決定について	11月30日	承認
議案第52号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11月30日	可決
議案第53号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11月30日	可決
発委第7号	坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	11月30日	可決
議案第54号	令和2年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について	11月30日	可決
議案第55号	令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	11月30日	可決

令和2年第3回坂城町議会臨時会

目 次

第1日 11月30日（月）

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○町長招集あいさつ	3
○専決第21号～専決第23号の上程、提案理由の説明	3
○議案第52号～議案第55号、発委第7号の上程、提案理由の説明	4
○専決第21号～専決第23号の質疑、採決	5
○議案第52号～議案第55号、発委第7号の質疑、採決	6
○町長閉会あいさつ	7

令和2年第3回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和2年11月30日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 11月30日 午後2時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	小宮山 定 彦 君	9 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	10 〃	朝 倉 国 勝 君
4 〃	祢 津 明 子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
5 〃	中 島 新 一 君	12 〃	塩野入 猛 君
6 〃	大日向 進 也 君	13 〃	中 嶋 登 君
7 〃	栗 田 隆 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	臼 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
まち創生推進室長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細 田 美 香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保健センター所長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 5 議案第 5 2 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 5 3 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 発委第 7 号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 4 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 1 号）について
- 第 9 議案第 5 5 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 3 回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（西沢さん） 会議規則第 127 条の規定により、4 番、祢津明子さん、5 番、中島新一君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和2年第3回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、議会定例会の前日であります本日、臨時会を開催いたしましたのは、基準日を12月1日と定めております期末手当のマイナス改定は、同日より前に手続を行わないと不利益、不遡及の原則に反してしまう恐れがあるためでございます。

昨今の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いていると認識しております。町といたしましては、これまでも長野県人事委員会勧告に基づく県の給与改定に準拠していることから、一般職と特別職の期末手当を年間0.05月引き下げる改定をお願いするものでございます。

本臨時会にご審議をお願いいたします案件は、専決処分事項の報告、特別職と一般職の給与等に関する条例の一部改正2件、期末手当の改正に係る一般会計及び下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただけますようお願い申し上げまして、召集のご挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） 日程第4「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」から、日程第9「議案第55号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」までの6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時07分～再開 午後 2時18分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

一括上程してあります発委第7号につきましては、ただいま配付の議案のとおりであります。

引き続き職員に朗読させます。

事務局長（北村君） 発委第7号の議案が添付されておりました。申し訳ございませんでした。

それでは、朗読いたします。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、専決第２１号「和解及び損害賠償額の決定について」 ご説明申し上げます。

本件は、令和２年７月２９日、村上保育園内の畑において、保育中に園児が石を投げたことにより、相手方車両が損傷した事故につきまして、相手方への損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

次に、専決第２２号「令和２年度坂城町一般会計補正予算（第１０号）について」 ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，１８７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を８６億１，７０８万２千円といたしたものであります。歳入につきましては、国及び県支出金１５０万円、ふるさと寄附金３千万円、財政調整基金からの繰入金２，０３７万円を増額し、歳出につきましては、ふるさとまちづくり基金積立金３千万円、ふるさと納税事業に係る返礼品などの経費１，８００万円、障害者総合支援法に基づく補装具支給等支援事業２００万円、坂城保育園給湯器交換工事１８７万円を増額したもので、急を要することから専決といたしたものであります。

続きまして、専決第２３号「和解及び損害賠償額の決定について」 ご説明申し上げます。

本件は、令和元年８月３日、相手方の運転する車両が町道を走行中に対向車とすれ違うため路肩に寄ったところ、路肩にあったコンクリート塊に乗り上げ、相手方車両が損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

次に、議案第５２号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の期末手当について、県の特別職の期末手当の引き下げに準じて支給月数の引き下げを行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、特別職の期末手当の年間支給月数を０．０５月分引き下げることにし、令和２年１２月から適用するものであります。

次に、議案第５３号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

本案は、町の一般職の期末手当について、令和２年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の期末手当の引き下げに準じて支給月数の引き下げを行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、一般職の期末手当の年間支給月数を０．０５月分引き下げることに

とし、令和2年12月から適用するものであります。

議会運営委員長（吉川さん） 発委第7号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、議員の期末手当について、県及び町の特別職の期末手当の引き下げに準じて支給月数の引き下げを行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、議員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げることとし、令和2年12月から適用するものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

町長（山村君） 続きまして、議案第54号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」ご説明申し上げます。

本案は、県の給与改定等に合わせ行った、町議員及び常勤特別職、一般職の期末手当の改定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ311万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を86億1,397万1千円とするものであります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金311万1千円を減額し、歳出につきましては、議員報酬23万円、特別職期末手当14万6千円、一般職期末手当228万7千円、共済組合負担金44万8千円を減額するものであります。

最後に、議案第55号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、県の給与改定に準じて行う一般職の期末手当の改定により人件費を減額し、また、地下埋設物移転補償を増額することによる公共下水道事業費の歳出予算の組み替えを行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時38分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第4「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第21号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第22号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第23号「和解及び損害賠償額の決定について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

9番（滝沢君） この案件ですが、これが令和元年、昨年の8月の3日の発生年月日ということなんですが、1年以上経過してのこの時期に専決ということで、その期間が1年以上かかったという要因、何かもめごとがあったのかどうかということ。

それから、場所がA02号線ということですが、もし場所が分かれば、ちょっとお願いしたいと思います。

総務係長（瀬下君） まず、1年ほどかかってしまった理由からでございますけれども、相手方と過失割合について合意がずっとできなかったまま町側の保険会社と、それから相談をしながら交渉を続けてまいったところでございまして、ここでようやく合意を図られたといったところでございます。

それから、場所でございますけれども、通称水上線で坂城の郵便局から坂城小学校に上がっていく道、そちらの途中といった形になります。

議長（西沢さん） よろしいですか。

9番（滝沢君） はい。結構です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第5「議案第52号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第53号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「発委第7号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第54号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第55号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和2年第3回坂城町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま提案いたしました専決報告、条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算の議案につきまして、原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えないところでございますが、感染症対策も国や県の動向を踏まえ、事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

さて、明日12月1日から第4回定例会がございます。町の状況、事務執行状況等につきましては、その際述べさせていただくことといたしまして、本会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） これにて令和2年第3回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時46分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 柰 津 明 子

坂城町議会議員 中 島 新 一

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員